

隔離を行う石綿作業現場における一連の措置

注：（ ）内は大臣指針の項目番号

隔離等準備

養生方法
(2-2-1(1)ア)

隔離空間の大きさ
(2-2-1(1)イ)

天井板除去の作業順序
(2-2-1(1)ウ)

隔離状況の確認
(2-2-1(1)エ)

集じん・排気装置
(2-2-1(2)アイ)

排気能力(換気回数)
(2-2-1(2)イ)

排気と前室の位置関係
(2-2-1(2)ウ)

セキュリティーゾーンの設置
(2-2-1(3)ア)

洗面設備等の設置
(2-2-1(3)イ)

強風時の木板等
(2-2-1(6)ア)

入退出

入退出時の開閉
(2-2-1(4)ア)

十分な洗身
(2-2-1(4)イ)

作業

湿潤化の方法
(2-2-1(5))

照度の確保
(2-2-1(6)イ)

異常時

補修等の措置
(2-2-2(9))

確認・保守点検等

集じん・排気装置

開始前の点検 ☆
(2-2-2(1))

開始直後の点検 ☆
(2-2-2(2))

定期的確認 ☆
(2-2-2(4))

点検等の方法
(2-2-2(6))

停止時前の稼働
(2-2-2(10))

負圧の維持

毎日の確認 ☆
(2-2-2(3))

定期的確認 ☆
(2-2-2(4))

確認の方法
(2-2-2(5))

隔離の解除

内部清掃
(2-2-3(1))

除去面の処理
(2-2-3(2))

浮遊粉じんの処理
(2-2-3(3))

取り残しの確認
(2-2-3(4))

粉じん測定
(2-2-3(4))

解除後の清掃
(2-2-3(4))

その他

集じん・排気装置の
定期的な保守点検
(2-2-2(7)) ☆

☆集じん・排気装置の取扱い及び石綿による健康障害の防止に関して、知識及び経験を有する者（石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等除去等作業の経験を有する者がある）が行うよう示している。